# 用 語 解 説

## 用語解説

## エネルギー回収推進施設

循環型社会形成推進交付金制度において分類された処理施設の3区分のひとつで、ごみメタン化施設、ごみ固形燃料化施設、熱回収施設(一般には焼却、ガス化溶融、ガス化改質施設が該当する)、高効率原燃料回収施設が含まれている。

## ガス化改質

熱分解ガスの一部又は燃料を燃焼して高温とし、ガスに含まれる有機化合物(タール等)などを、水素と一酸化炭素を主成分とする可燃性ガスに転換すること。

## 可燃ごみ処理施設

一般には、可燃ごみを処理対象物とする焼却、ガス化溶融、ガス化改質、炭化、ごみ固形燃料化等の処理施設の総称。(可燃ごみの内、処理対象物がプラスチック類や厨芥などに限定されるが、油化、堆肥化、飼料化、メタン化施設も含む。)

## 管理型最終処分場 (一般廃棄物最終処分場)

埋め立てた廃棄物から発生する汚水やガス等が、周辺環境を汚染しない構造の処分場で、周囲に汚水が漏れるのを防止する設備、ガス抜き設備、モニタリング井戸、汚水を処理するための設備等で構成されている。

## 機械化バッチ燃焼式焼却施設(機械化バッチ炉)

1日8時間稼働の焼却炉で、火格子の一部又は全部が可動し、ごみの供給、移動・攪拌、焼却灰の排出等が機械化されているもの(炉形式等の技術用語については厚生省水道環境部監修の「ごみ処理施設構造指針解説」による)。

#### 減量化量

排出された廃棄物のうち、脱水、乾燥、焼却などの中間処理によって減量化された量。

## 固定火格子バッチ燃焼式焼却施設(固定バッチ炉)

1日8時間稼働の焼却炉で、火格子又は火床が固定され可動しないもの。

#### 災害廃棄物

地震や洪水などによって、家屋等の建築物が倒壊したり、焼失・水没するなどして発生した 家具類、家電製品、がれき類などのこと。

#### 最終処分量

排出された廃棄物のうち、直接又は中間処理後に最終的に埋立処分された量。

## サーマルリサイクル

廃棄物の焼却の際に発生する熱を回収して発電等に利用する熱エネルギーのリサイクル方法の一つ。

## 事業系ごみ

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じる廃棄物で、事務所・オフィスビル等からの紙くず、飲食店からの調理くず等のこと。

## 集団回収量

集団回収によって集められた資源ごみの量。集団回収とは、町内会や子供会など地域の団体が定期的に古紙・空き缶・空き瓶など資源として利用可能なごみを回収し、資源回収業者に引き渡して再生利用の促進を図ること。(環境省の統計調査では、ごみ総排出量には含まれていない。)

## 焼却

ごみを酸素雰囲気中で 1,000℃以下で燃焼させること。減量化、安定化に適し従来はこの方式が、多くの市町村の処理技術として採用された。燃焼装置の構造によって、ストーカ式、流動床式に分類される。

## 焼却残渣

焼却炉の底部から排出される焼却灰と、集じん器で捕捉されたばいじんの総称。ばいじんは ダスト又は飛灰と表現することもある。本計画では、焼却施設のばいじんは「焼却飛灰」、ガ ス化溶融施設等のばいじんは「溶融飛灰」と分けている。

## 生活系ごみ

一般廃棄物のうち、家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物で、調理くずなどの生ごみ、瓶、 缶、ペットボトル、トレイなどの容器、新聞・雑誌等のこと。

## 循環型社会形成推進基本計画

廃棄物の処理についての優先順位(①発生抑制、②再使用、③再生利用・熱回収、④適正処分)や生産者が自ら生産する製品等について使用後、廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任(EPR)」が一般原則として盛り込まれるなど、廃棄物・リサイクル対策を総合的、計画的に推進するための基本的な枠組みを示し、循環型社会の形成に向けた取組を実効あるものとするために策定された計画。

## 准連続焼却式焼却施設 (准連続炉)

24 時間の連続運転体制がとり難い場合のみ、1日16時間稼働する焼却炉のこと。

施設の規模は 60~180 t/日が多く、機械装置は全連続式と同等であるが、間欠運転に必要な設備を保有する必要がある。本文では「准連続炉」とも記載している。

## 全連続燃焼式焼却施設(全連続炉)

1日24時間連続稼働が可能な焼却炉で、ごみの供給、移動・撹拌、焼却灰の排出等が連続的に機械装置で運転管理できる施設。

施設の規模は 100 t /日以上が多く、ごみの燃焼は定常的に進行するため、焼却灰や排ガスなども一定範囲に調節しやすいといわれている。本文では「全連続炉」とも記載している。

## ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) の総称であり、ダイオキシン類対策特別措置法においては、コプラナーPCB(Co-PCBs) を含めダイオキシン類と定義している。

コプラナーPCB を除くダイオキシンは、無色無色の固体で、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物質である。

## ダイオキシン類発生防止等ガイドライン

厚生省では平成2年12月に「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を作成し、その後新たな知見を加えて平成9年1月に「新ガイドライン」を作成した。新ガイドラインでは、焼却施設に対する具体的な恒久対策を示し、あわせて施設整備のあり方も明確にしている。

## 厨芥

台所・調理場等から排出される野菜・魚などの調理くず(生ごみ)のこと。

#### 中間処理量

廃棄物の最終処分に先だって、廃棄物の減量化、安定化、無害化などの目的で行った処理量で、焼却、溶融、脱水、乾燥、破砕、圧縮、選別等の量。

## 中継施設

小型収集車数台分のごみを圧縮し、大型車1台に積み替える施設。中継施設を活用することにより、直送と比較し、収集・輸送コストの単価が安くなる上に、収集車の作業回数を増加させることが可能となる。

## 直接最終処分量

排出された廃棄物のうち、中間処理を行わずにそのまま最終処分された量。

## 直接資源化量

排出された廃棄物のうち、中間処理を行わずに分別収集したごみを直接、資源化(リサイクル)する量。市町村が分別回収した生きビン、古紙等が該当する。

#### TEQ (毒性等量)

最も毒性の高い 2, 3, 7, 8-TCDD (テトラクロロ(4 塩化) ジベンゾパラジオキシン) の毒性を 1.00 とし、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を 2, 3, 7, 8-TCDD に換算して合計したもの。

## 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある性状を有するばいじん等の廃棄物で、処理に当たって特別な管理を求められる。

## 熱分解

ごみを酸素がないもしくは抑制された状態で加熱し、乾燥したごみから熱分解ガスを発生させること。

#### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもので、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、黒液(パルプ工場廃液)、下水汚泥、し尿汚泥などの廃棄物系バイオマスの他、稲わら、麦わら、もみ殻、林地残材(間伐材)などの未利用バイオマス等がある。バイオマスを微生物によって分解、発酵して回収したメタンガス等をバイオガスとも呼ぶ。

## 飛灰(ばいじん)

ごみ等を焼却した際に発生する灰のうち、排ガス出口の集じん装置によって集められたもの。 焼却施設の炉底等から排出される主灰とは異なる。

#### PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、 より少ない税金で良質の公共サービスを提供することを目的とした事業方式。

## マテリアルリサイクル

金属、ガラス、紙など廃棄物の性質を変えずに、製品の原料として再生利用すること。

## 溶融スラグ

ごみそのものや焼却残渣等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。溶融スラグ化するとダイオキシン類のような化学物質は分解され、重金属は溶融スラグのガラス質と一体化して外には出ないようになる。このような性質から、溶融スラグは路盤材やコンクリート骨素材等として再利用されつつある。本文では単に「スラグ」とも記載している。

## リサイクルセンター

収集又は持ち込まれた不燃、粗大、資源等のごみから金属類等の資源を回収・貯留する施設 のことで、近年は地域住民を啓発する機能を付加した施設の導入が多くなっている。